

横須賀法人会ニュースみなと



CONTENTS

第33回法人会全国大会長崎大会 平成29年度税制改正に関する提言を発表

三浦半島の街道を行く

「旅とお酒を愛した歌人 若山牧水」

第40回 みこしパレード 市内各所から集結したみこし36基、山車14台など、計61団体が、横須賀中央駅前から 大通りを埋め尽くして練り歩く迫力満点の伝統のイベント。今年は5万3千人の人出で賑わった。みこしは、威勢のいい掛け 声とお囃子でゲートを超えて、米海軍基地内まで進む。横須賀でしか見ることのできない景色だ。 (写真/稲毛 敦子)

loujin ka

第33回 法人会全国大会 長崎大会開催 平成29年度税制改正に関する提言を発表

ak a



全国大会で挨拶する 全法連・池田弘一会長

税のオピニオンリーダーたる 経営者の団体

全法連池田弘一会長は、冒頭のあいさつで、「この全国大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

私たち法人会は、税知識の普及、納税意識の高揚など『税』を中心とした公益的な活動を幅広く展開しておりますが、新公益法人等への移行を契機に『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体』として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育などをさらに積極的に展開していくこととしております。

現在、我が国経済は、緩やかな回復基調を続けているものの、アジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっております。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たした金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっております。また、財政健全化ついては、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、改めて歳出・歳入一体による強固な改革工程を策定し、明確な道筋を示すことが必要と考えます。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび『税制 改正についての提言』を取りまとめたところであり、 その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期 待しております。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を 賜りますようお願い申し上げます」と述べた。

Sentent Sit Missons and

10月20日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第33回法人会全国大会」が、長崎市・長崎ブリックホールで開催され、全国から1,700名の各会代表が集い、会場は熱気に包まれた。

当会からは、菅原会長、渡辺、益子、石寺、桜井の各副会長、釜谷事務局長の6名が、記念式典 や税制改正に関する提言の発表などに参加した。

平成29年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ○消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。
- ○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律 を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力 な改革が求められる。
 - (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
 - (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、 歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1 兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
 - (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、

また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
 - (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対 応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の 基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜 本的な施策を実施する。
 - (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
 - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
 - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見 直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格 な運用が不可欠である。
 - (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長に繋げる。
 - (5) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、 税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政 府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入 する予定としている。仮に軽減税率制度を導入 するのであれば、これによる減収分について安 定的な恒久財源を確保するべきである。
 - (6) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など

大会宣言

Var Ver Ver Ver Ver

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の 実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、 以上宣言する。

平成28年10月20日 全国法人会総連合全国大会

金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた 細心の財政運営が求められる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- ○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置 法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格 転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をと



長崎ブリックホール会場前で 菅原会長(中央)と副会長の皆さん

るべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅱ.経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を 拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)

平成29年度税制改正スローガン

- ○経済の再生と財政健全化を目指し、 歳出・歳入の一体的改革を!
- ○適正な負担と給付の重点化·効率化で、 持続可能な社会保障制度の確立を!
- ○中小企業の重要性を認識し、 活性化に資する税制措置の拡充を!
- ○中小企業にとって事業承継は重要な課 題。本格的な事業承継税制の創設を!

を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の 範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すこと が検討されているが、資本金以外の「他の指標(例 えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎 年度金額が変動する、業種や企業規模によって それぞれ指標を定める必要がある等、経営面で 混乱が生じることが予想される。このため、中 小企業の活力増大と成長の促進に資する観点か らも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- ○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の 活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経 済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中 小企業が相続税の負担等により事業が継承できなく なれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事 業承継税制の創設
 - 事業に資する相続については、事業従事を条件 として他の一般財産と切り離し、非上場株式を 含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除 する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設 が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除 されない制度を、5年経過時点で免除する制度 に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
 - (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
 - (4) 取引相場のない株式の評価の見直し 円滑な事業承継に資する観点から、比較対象と なる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり 方を見直すことが必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

- ○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。
- ○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の 高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送 付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見 直しが必要である。
- ○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、 国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。 とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方 交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源 の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・ 立案し実行していく必要がある。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本 社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術 の活用、地元大学との連携などによる技術集積 づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆 に行う必要がある。
 - (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

○東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今

後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に 検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、 原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を 行う必要がある。また、被災地における企業の定着、 雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を 講じるよう求める。

- ○本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。
- ○今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より 収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的 に応じて土地の評価を行っているが、行政の効 率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

<u>三浦半島の</u> 街道を行く-51

旅とお酒を愛した歌人 若 山 牧 水

北下浦地域について「三浦郡誌」には「北下浦村は 三浦半島東部海岸の南部に位置し、久里浜村の南に連 なり東南一帯は東京湾に面し、南方は南下浦に連なる。 西北は丘陵層重して高崇なり、海岸は一帯に平滑なる 砂丘にして北に千駄ケ崎あり南東は南下浦雨崎に至る。 この間、いわゆる平沙をなす。全村は野比・長沢・津 久井の三大字に分かつ」と記されている。

日本の風物百選には、みかん園・西瓜畑・おんべ焼き・地引網・大根畑と数多く選ばれている。ダイコンの歴史は古く、日本書記に女性の白い腕を「於朋泥」に例えた説話がある。

現在は、日本の野菜の王座を占め、津久井の台地の畑に緑鮮やかに作付けされている。このように牧歌的な田園の土地と山海の風の良さ、人情味の溢れる土地柄が若山牧水、長岡半太郎等の著名な文化人に長く愛されたのではなかろうか。

若山牧水の生い立ち

若山牧水は、本名「繁」、明治18年8月24日宮崎県に生まれ、父は医師で立蔵、母はマキ、3人の姉がいた。後に、敬愛する母の名前マキ(牧)と、故郷の坪谷川を流れる渓流の(水)を合せて牧水と号し終生変えなかった。

牧水は、村の小学校を首席で卒業すると、延岡高等小学校、延岡中学校と進み、国語・作文が特に優れ次第に興味を持ち、校友会雑誌等に短歌や俳句・新体詩などをしきりに発表して、早くから歌人としての素質を見せ多感な少年時代を故郷宮崎県で過ごした。

明治37年、中学を卒業したあと上京し早稲田大学に学んだ。当時「新声」の歌壇選者であった尾上紫舟の門に入り、前田夕暮・北原白秋・土岐善麿等と知り合った。

また、このころ文壇に台頭しつつあった自然主義文学の影響を受け、一方では園田小夜子との悲劇的な恋愛問題もあり人間的にも苦悩時代を経て、次第に天性に加えて清新流麗な歌風を作り上げていった。

牧水における約7千首に及ぶ秀歌のうち、最も代表的な

白鳥は哀しからず

空の青海のあおにも染まずただよふ

幾山河越えさり行かば

寂しさの終てなむ国ぞ今日も旅ゆく

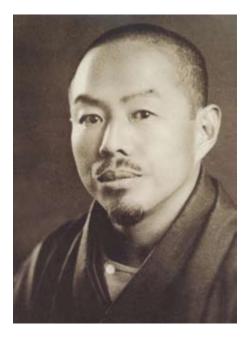


写真:ウィキペディアより横須賀ゆかりの歌人 若山牧水

この2点はいずれも明治40年代の作である。

牧水はまだ22歳の学生であり、天才歌人と言われた 所以でもある。

「白鳥の歌」については、明治40年12月の「新声」には「はくちょう」のルビがあり、海と空が逆であったが、第一歌集「海の声」では、前記のように訂正されている。

東京生活

明治41年7月に大学を卒業した牧水は、処女歌集「海の声」を出版したが思わしくなく、一時は新聞記者などを経験したあと、明治43年に第二歌集「独り歌へる」を出版、次いで詩歌雑誌「創作」を創刊した。このころから次第に認められ、同年 第三歌集「別離」を出版すると新しい自然歌人として一躍脚光を浴び、酒と旅、悲恋の歌人として著名になっていった。

明治44年、文学を志して上京したあと一時信州に帰っていた女流歌人太田喜志子と会い、翌年新宿の森本商店の二階で二人は新生活に入った。牧水28歳、喜志子25歳であった。

それから間もない7月に、牧水の父の危篤の知らせで宮崎に帰郷するも、11月に父立蔵は亡くなり、母親を始め周囲が引き止めるなか、文学に生きるべく、大正2年再び上京し「創作」を復活する。その年の4月に長男旅人が生まれる。

下浦転居

大正3年頃から妻喜志子の病状が回復せず、翌年妻の療養のため横須賀市北下浦長沢の「川端の家」斉藤 松蔵方に転居した。

牧水は、下浦での貧窮生活の合間にも、大正4年7月には栃木から信州へ、翌年3月から東北へ2か月の旅に出て、その間には在京の文学仲間と連絡や出版のためしばしば上京し、妻の療養目的で訪れたとはいえ、

下浦で漫然としていたわけでなく、窮乏に追われながらも旅と散歩、編集と出版、そして詩作に加えて妻の病気に気遣いながら、多忙とも言える1年10か月の明け暮れを下浦で過ごしている。

その間、大正4年10月に長女みさきが生まれた。大正5年6月には近くの谷重次郎方に転居している。その後、津久井で開業していた田辺久衛医師によって妻はめでたく快方に向かった。田辺医師の思いやりのある診療は心温まるものであった。同医師の長女緑さんの手許に残る牧水及び喜志子の田辺医師に宛てた書簡は、その一端がうかがえる資料である。

終焉

大正5年12月28日、牧水一家は東京小石川金富へ引き揚げていった。やがて大正9年、念願であった田園生活を求めて東京を去り、静岡県沼津市に居を構え、ようやく落ち着いて文筆活動に情熱を傾けていたが、昭和3年9月17日に、酒と旅を愛した自然歌人若山牧水は43歳の若さでこの世を去った。

出典:北下浦郷土誌 広報委員 金井 鐵心



遊歩道に二つある歌碑の一つは夫婦歌碑と呼ばれ、牧水の「しら鳥はかなしからずそらの青海のあをにもそまずたゞよふ |、

背面に喜志子夫人の「うちけぶり鋸山も浮かび来と今日 のみちしほふくらみ寄する」が刻まれている。

写真:横須賀市/場所:北下浦漁港海岸環境施設

平成28年分 年末調整等説明会開催のお知らせ 横須賀会場は横須賀地方合同庁舎です!

1. 説明会日程

開催年月日	開催時間	対象地域等	説明会場
28年11月21日间	13時30分~16時	大津・浦賀地区	横須賀地方合同庁舎 2 階共用会議室 横須賀市新港町1-8
28年11月22日火	9 時30分~12時	久里浜・北下浦・西地区	三笠公園 ポートマーケット前 N ボートマーケット 4
	13時30分~16時	追浜・田浦・衣笠地区	横須賀税務署 横須賀地方全岡庁舎 市保所 中学校 超和所
28年11月24日休	9 時30分~12時	・本庁・逸見地区	定様芸 株計賞中央駅 ウェルクよこすか センター人口 (物労権社会報)
	13時30分~16時	本川・远見地区 	京兵急行 東口 米が高速 丁目 回道16号
28年11月25日金	9 時30分~12時 13時30分~16時	三浦地区	三浦市総合体育館・潮風アリーナ 三浦市初声町入江169

- 2. 携行品…①郵送された『年末調整のしかた』等の説明資料 ②出席票兼関係用紙請求書 ③筆記具
- 3. 平成28年度分法定調書及び同合計表の提出…平成29年1月31日までに税務署へ提出してください。
- **4. 給与支払報告書及び同合計表の提出…**平成29年1月1日現在の受給者の住所地の市町村毎に取りまとめ、平成29年1月31日までに各市町村に提出してください。
- 5. お願い…①対象地域の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構ですからご出席ください。
 - ②説明会場には、公共交通機関等でお越しいただくようお願いいたします。

(横須賀地方合同庁舎の駐車台数に限りがあり、説明会開始時間までに説明会場に入場できないことが予想されます。)

詳しくは、横須賀税務署(☎046-824-5500)へ。

活動報告



9/25 南部地区会 献血活動 於:京急久里浜ウイング前



9/25 青年部会 社会貢献活動「英語で遊ぼう!」 於: しらかば子どもの家



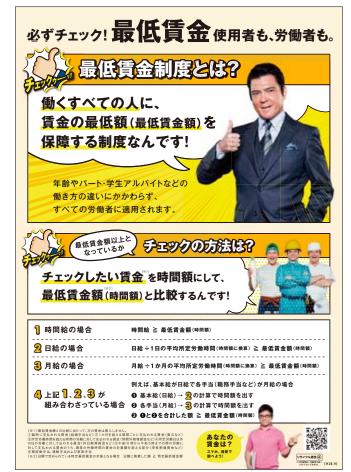
10/2 中央第2地区会 よこすかさかな祭り 於:横須賀魚市場



10/5 女性部会 教養セミナー「認知症のこと知ってみよう」 於:横須賀商工会議所

労働基準監督署からのお知らせ







国税関係書類に係る 「スキャナ保存制度」について

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 佐藤 里紗

1. スキャナ保存制度とは

税法では現行制度上、文書を紙で保存することを原則としています。

従来、電子帳簿保存については多少の進展はあったものの、「スキャナ保存」については条件が厳格であったため、あまり普及していませんでした。

そこで平成27年・28年度の税制改正によってスキャナ保存制度は要件が緩和されることとなりました。

2. 改正事項の内容について

要件緩和にかかる主な改正事項は下記の通りです。

【平成27年改正】

- ①対象範囲の拡大
- ②業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し
- ③タイムスタンプ方式の採用
- ④大きさ情報・カラー保存要件の見直し

27年度改正のもっとも大きなポイントとしては、対象範囲が拡大されたことが挙げられます。従前はいわゆる「3万円基準」がありましたが、平成27年度改正により廃止されました。したがって、契約書・領収書等については金額基準に関係なくすべてがスキャナ保存の対象となったのです。

ただし、決算書類についてはスキャナ保存が認められていませんのでご留意ください。

【平成28年改正】

- ①スキャナの「固定型要件」の廃止
- ②「特に速やかに」タイムスタンプ付与
- ③原本保存については本店・支店・事務所・事業

所等での保存可 ④小規模事業者について は定期検査要件を税務 代理人の検査でも可

28年度改正のもっとも大きなポイントは、従来は税務書類を複合機等の「原稿台と一体になったスキャナ」で読み取ることが要件とされていたところ、デジカメやスマートフォンで領収書等を撮影し、画像データを会社のサーバーに送信することで事足りるようになったことです。

3. スキャナ保存の申請

スキャナ保存については、書類の管理コストが削減される、検索がしやすくなるといってメリットがある一方で、導入コストがかかる、導入にあたり一定の要件を満たす必要があるといったデメリットもあります。

これらを各企業で勘案した上で、スキャナ保存を 導入することが決定した場合、保存義務者はスキャナ保存を開始する3カ月前の日までに申請書・添付 書類を所轄税務署長等に提出しなければなりません。

したがって、たとえば平成29年4月1日からスキャナ保存制度を開始する場合には、平成28年12月末日までに申請書等の提出が必要となります。



にせ税理士に 注意してください!

東京地方税理士会横須賀支部

横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所 3 階 TEL 046-824-4193

消費税

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

期限内納付

推進運動

実施中!

- ●消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- ●基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には 申告・納付期限(**1)が あります。 申告・納付には e-Taxが 利用できます。 個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。

- ●期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ●確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(○)に応じて中間申告・ 納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(*2)	申告・納付回数			
4,800万円超	年12回(確定申告 1 回、中間申告11回)			
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)			
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)			
48万円以下	年1回(確定申告1回)			

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 地方消費税を含まない年

为 法人会

O K K O G

横須賀市立市民病院 形成外科 主任医長

足立 英子 先生



「上まぶたが重くて目が開けにくい」… それ、手術で治せます!

眼瞼下垂症について

- Q. 最近、どうもまぶたが重いような気がするんだよね。まぶたを指で持ち上げると視界がはっと明るくなって良く見えるんだけど。目が悪くなったのかな?
- A. 眼瞼下垂症という病気です。手術で治療でき ます。

眼瞼下垂症とは、目を開いたときに、上まぶたのふちが正常(黒目にすこしかぶるくらいの高さ)より下がった状態をいいます。

加齢性の眼瞼下垂症には、大きく分けて2種類あります。1つはまぶたの皮膚がたるんで余っている、目にかぶっている状態です。これによって視界にのれんがかかっている状態となってしまい、視野が妨げられます。もうひとつはまぶたを持ち上げる組織(眼瞼挙筋腱膜)が衰えている状態です。この組織はまぶたの中にあり、ズボンつりのようにまぶたの奥からまぶたのキワを吊り上げています。これが加齢によって古いゴムのように伸びてゆるゆるになってしまったり、キワからはずれてしまったりすると、うまく引っ張る力が伝わらず、まぶたが開きにくくなってしまいます。

眼瞼下垂症によって視界が悪くなると、多くの場合、 頑張って目を開けようと額や眉毛に力が入ります。それが頭痛や肩こりの原因になっていることもあります。

眼瞼下垂チェックリスト

- □ 上まぶたが重い
- □ 視界の上半分が見ずらい
- □ 目を開けるとき、一緒に眉毛が上がる
- □ 額に深い横ジワがたくさん入っている
- □ 眠たそうに見られる
- □ 前を見るとき、あごが上がる
- □ 頭痛・肩こりがひどい

当てはまるものがある方、眼瞼下垂かもしれません。 お悩みの方の中には、ものを見るたびにまぶたを指 で開けている方、まぶたにテープを貼って車を運転し ている方もいらっしゃいます。原因は主に加齢による ものですが、コンタクトレンズの長期使用による機械的刺激や怪我などによって起こることもあり、40、50代の若い方でも症状が出ることがあります。

【治療】

眼瞼下垂は手術で治療します。皮膚が余っている場合は眉毛下皮膚切除術、腱膜がゆるんだり外れている場合は、それを修正する手術 (挙筋前転術) を行います。目の開き具合を確認しながら行うので、局所麻酔での手術です。



眼瞼下垂の開眼状態



正常な開眼状態

手術後は腫れや目のキワの青あざが $1 \sim 2$ 週間で落ち着きます。

手術後は二

重の線がつくように縫うので、元々一重や奥二重の方は少し目の印象がかわりますが、視界が明るくなり、目が軽くなるのが実感できるかと思います。また、美容整形手術ではなく病気の治療ですので、保険診療です。



典型的な眼瞼下垂症の目元

眼瞼下垂は、見た目の程度と実際の症状は必ずしも 相関しておらず、個人差があります。見た目には目が 開いているように見えても、実際はまぶたが重くて 困っている方もよくいらっしゃいます。

お心当たりのある方は、是非気軽にご相談下さい。

地域医療振興協会 横須賀市立市民病院 横須賀市長坂1-3-2 TEL 856-3136 FAX 858-1776





平成28年9月~28年10月 順不同・敬称略)

- 広げよう会員の輪 -

近くの会員企業を利用しましょう

支 部		法人名	代表	者名	所在地	電話	業種
北部地区会							
田浦	正	(同)春	木下	美香	田浦町4-21	874-5158	福祉
中央第1地区会							
本町	正	㈱Kadoyaアウトドアグッズ	中谷	真司	本町2-8	827-8957	物販・飲食業
東部地区会							
森崎	正	㈱住まい工房	西山	茂雄	森崎2-2-9	884-8295	建設業
根岸	正	(株)SAWAコーポレーション	沢津村	喬敏郎	池田町1-1-5-307	876-9218	建設業
根岸	正	(株)DAISHIN HOUSE NEW	嶋﨑	正信	根岸町3-11-5	836-8990	建設業
南部地区会							
北下浦	正	インディゴン(株)	飯島	敬一	長沢4-32-22	03-6425-6981	教育事業
三浦地区会							
初声	正	中沢総業㈱	中沢	真史	初声町下宮田601-1ルナタウン三浦2802	888-6667	建設業
市外							
市外	*	(株)アイシー	黒瀬	忠	横浜市神奈川区片倉1-2-20-103	090-3330-3767	
市外	*	㈱コスモ	久保E	日勝利	群馬県桐生市広沢町4-2280	0277-52-8655	繊維インテリア商品企画製造業
市外	*		鈴木翁	多津俊	埼玉県八潮市緑町1-11-24シミ・ジャー工業内		
市外	*	オアシスグループ	久永	陽介	東京都港区芝浦4-20-2-2520	03-3454-7667	マッサージ業・コンサルティング業

*は賛助会員です



ぶん保険のススメ

今回はがんの話です。 日本人が一生のうちにが んになる確率は、男性は 62%、女性は46%。男 女の割合に若干の差はあ

りますが、2人に1人ががんになり、3人に1人 ががんで亡くなると言われています。

男性は50歳から、女性は40歳からがんになる 方が少しずつ増え、20歳から64歳までの働き盛 りでがんになる人は、毎年20万人以上とも言わ れています。

がんと言えばたばこ。喫煙は間違いなくがんに なる大きな原因のひとつです。最近では受動喫煙 でがんになるリスクが高まることもわかってきて います。

そのたばこと同じくらいの要因として食事・肥 満があげられます。食事はバランスよくとる必要 があり、太りすぎだけではなく、痩せすぎも体に よくないのです。よく、がん家系だという言葉を 耳にします。しかし意外なことに、医学的に遺伝 性と認められるがんは全体の5%程であり、遺伝 性やがん家系と思われる大半は、食生活や生活ス タイルが家族であると似るため、同じようながん になる可能性が高まるというわけです。免疫細胞 の修理の目をくぐり抜けたがん細胞が、1cmの大 きさになるまでに約10年かかると言われていま す。しかし、1cmから2cmになるには約2年。増 殖するスピードが速くなります。

がんは早期のうちに見つけることが最も大事 で、定期的ながん検診の大切さをもっと知って頂 きたいと思います。

もし、がんになったら。手術や化学療法・放射 線療法、高度先進医療など治療費は高額になりま す。また、目に見えない交通費・宿泊費、治療期 間中の生活費など、治療費以外にかかるお金もた くさんあります。

以上のリスクを補ってくれるのが「がん保険」 です。現在は、様々なリスクに応じた保険があり、 前述の通り2人に1人ががんになる時代、がん保 険の加入を強く勧めます。

広報委員 衛竹内保険事務所 竹内 範和





編集:広報委員会 印刷:文明堂印刷㈱